

## 規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年11月6日（火）13:30～14:51
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：  
（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、  
大上二三雄、翁百合、佐久間総一郎、  
（政務）岡田副総理、藤本副大臣  
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官
4. 議題：  
（開会）  
（1）ワーキンググループの設置について  
（2）集中討議の実施について  
（3）規制の定期的・横断的見直しのための体制について  
（閉会）
5. 議事概要：  
○岡委員長 定刻になりましたので「規制・制度改革委員会」を開会いたします。  
開会に当たり、岡田副総理から御挨拶をいただきます。  
○岡田副総理 今日はありがとうございます。  
今の政府の方では、先行きが非常に懸念されるということで、11月いっぱいをめどに経済、景気対策の議論をしております、その中の3本柱の一つが、この規制・制度改革に係るものでございます。  
そういう意味で、少しというか、かなり御無理をお願いしながら、11月は集中的に様々な御議論をいただくことになっておりますが、是非よろしくお願いを申し上げます。  
各ワーキンググループでも御議論いただく中で、できるだけものを盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。  
○岡委員長 ありがとうございます。  
藤本副大臣からも御挨拶をお願いいたします。  
○藤本副大臣 皆様、お疲れさまでございます。大変お忙しいところをお集まりいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。  
今、副総理から話がありましたとおり、経済活性化ワーキンググループ、グリーンワーキンググループはもう既にいろいろ議論をいただいているかと思っております。  
規制・制度改革というのは、私が考えるには、まず一旦、今あるものに疑問を持って、白紙にして、さあどうしようというぐらい考えてもいいと思っております、時代に合っ

ていないものはどんどん変えていくという、そういうスピード感を持ってやっていく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、議題1としまして「ワーキンググループの設置」について、事務局から説明いたします。

○中原参事官 それでは、資料1-1を御覧ください。

先般の10月4日の規制・制度改革委員会におきまして、経済活性化ワーキンググループ、グリーンワーキンググループを設置することとされました。

資料1-2を御覧ください。

経済活性化ワーキンググループ、グリーンワーキンググループの構成員の皆様を記載させていただいております。当委員会からは、経済活性化ワーキンググループにおきましては大室委員長代理、佐久間委員、グリーンワーキンググループにおきましては安念委員、大上委員に御参加を賜っております。

資料1-3をお開きいただければと存じます。

こちらは各ワーキンググループの当面のスケジュールでございます。

経済活性化ワーキンググループにつきましては、先ほど岡田副総理からもお話がございましたけれども、10月26日の第1回皮切りに、その後、「お金」の動きの活発化、「モノ」の動きの活発化、「人」の動きの活発化ということについて関係者ヒアリング等を行いながら、改革項目について御議論をいただき、11月末を目途に中間的な取りまとめをする予定でございます。

グリーンワーキンググループにつきましては、第1回を10月25日に開催し、今後の進め方等について御議論をいただいたところでございますけれども、関係者ヒアリングを継続させていただきまして、11月19日頃には一定の規制・制度改革項目の取りまとめをできればということ考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、両ワーキンググループの主担当をしていただきます、経済活性化ワーキンググループの大室委員長代理、佐久間委員、グリーンワーキンググループの安念委員、大上委員から、それぞれコメントいただきたいと思っております。

大室委員長代理からお願いいたします。

○大室委員長代理 経済活性化ワーキンググループに参加しております大室でございます。

11月末までに、この大きな命題を取りまとめる、基本的な方向性を形にするということは容易ではないと思っております。「お金」・「モノ」・「人」、という切り口全てが重要ですが、特に「モノ」の流れには注目しています。それらの円滑な流れに対して、諸々の規制がかかっている部分については、新たに基本的な方向性を取りまとめていく予定で

ございます。

ワーキンググループでの議論を2回行ったのですが、例えば一つの項目だけで、それが切り札となるような大きな命題はなかなか見つからないと思います。しかしながら、小さなものの積み重ねも大きな流れへとつながっていくという姿勢で、このワーキンググループを運営していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、直々にこの規制・制度改革委員会にもお諮りをさせていただきたいと思っております。

○岡委員長 ありがとうございます。

佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、大室委員長代理からお話がありましたとおり、もう既にワーキンググループの活動は始まっております。

先ほど御説明があった「お金」「モノ」「人」という順番で会合そのものは開かれておりますけれども、我々の理解としては「モノ」「人」「お金」ということだとも考えていますので、やはり「モノ」の動きの活発化というのが極めて重要だろうと思います。今の経済情勢からいうと極めて厳しい待ったなしの状況ですので、とにかく足元で少しでも実際の経済活性化に資するもの、それと同時に、長い目で見ても必要なものというところの切り分けをしながら、是非知恵を絞っていきたいと思っております。

よろしく願いします。

○岡委員長 ありがとうございます。

続きまして、グリーンワーキンググループの安念委員、よろしく願いします。

○安念委員 当ワーキンググループでは、前回の取りまとめでまだ残っている案件、表では△が付いているものが相当数ありますので、そのフォローをまずしなければいけないのと、もう一つは、いつもながらのことですけれども、エネルギー関係の各業界の方々から規制・制度改革要望がもう既に相当数出ておりまして、中には相当大玉がございます。グリーンですから、再生可能エネルギーやエコフレンドリーなエネルギーというものに重点を当てるのですが、御案内のように、エネルギー関係法制といいたまいますか、エネルギー関係の制度がネックであるよりも、もっと周辺にあるものの方が大きいわけです。つまり、土地利用規制ですとか、環境アセスメントであるとか、そういった周辺の制度の方が実は大きなバリアーでして、引き続き、その点に注力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御支援、御指導をお願いいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

大上委員、お願いいたします。

○大上委員 正に今、安念委員がおっしゃっていただいたとおりの展開で、関係者ヒアリングの1回目を終えたところではありますが、従来にも増して、かなり踏み込んだ規制・制度改革の要望が上がってきているなという感じがします。これは今年の春に行った規制・

制度の緩和ということで、各事業者が動き始めている。動いてきたら、またいろんな要望が出てきたということで、かなり踏み込んだ内容のものが出てきております。これはやはりしっかりと受けとめて、理屈の整理をやった上で、是非取り組んでいきたいということ。

あともう一つは、やはり規制の問題の中で、環境とエネルギーという部分での検討。これで期間がかかる、具体的にはアセスメントですが、こういうものについても、こういう時代環境もありますので、より効率的に行うことができるかという議論をテーブルの上に乗せて、きっちりとやっていきたいと思えます。我々がプレッシャーをかける立場でもありますので、そういうところについても取り組んでいきたいということで、改めて決意を新たにしたいところでございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

経済活性化ワーキンググループはタイトなスケジュールの中で御検討いただくわけですが、最近の報道で、経済活性化あるいは成長戦略というときに、必ず規制緩和、規制・制度改革という言葉が付いておりまして、大変大きな期待があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

グリーンワーキンググループにつきましても、前クールから引き続き重要案件をフォローしていただいておりますが、こちらの方も更に成果を高めるべく、よろしくお願ひいたします。ワーキンググループ設置の件で何か御質問はございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2に移ります。申し遅れましたが、本日は和田委員が御欠席でございます。

それでは、議題2としまして「集中討議の実施」について、事務局から説明します。

○小村参事官 それでは、集中討議の実施について、お手元の資料2を御覧ください。

この「集中討議の実施について」は、規制・制度改革の成果を一層高める観点から、10月4日の当委員会の中でも「公開プロセス」という言葉で検討とされたものを実施に移すものとなっております。

日程につきましては、11月27日火曜日から29日木曜日までとなっておりまして、具体的などの時間帯にどういうものを扱っていくのか、全時間帯を必要とするか等々については、現在調整中でございます。

これら3日間につきましては、委員の皆様についても出席の可否がそれぞれございますが、可能な範囲で御出席いただきたいと思っております。

2つ目に会場ですが、この中央合同庁舎第4号館2階220会議室という一番大きな会議室で実施いたします。

参加者は、規制・制度改革委員会の構成員の皆様方に加えまして、従来よりお手伝いいただいている専門委員、例えば過去の委員の方、あるいは当該分野に知見が非常におありの方々に加わっていただいた上で、事業者の方、要望者の方に入っていただき、規制省庁もしくは関係省庁があれば、そういった方々にも入っていただいて討議をしていきたいと

思っております。

対象分野につきましては、ライフと農林漁業という2つの分野で進めていきたいと思っております。

討議の進め方といたしましては、規制を実施しております省庁より説明を受けた後に、事業者及び専門委員より意見を出していただき、その上で相当の時間、議論をしていただいた上で取りまとめていただくということを予定しております。これはすなわち、第3クールの第1ワーキンググループで実施しました事業者を交えたヒアリングをある程度時間をかけて、項目の大きさに合わせて実施していくという内容になるかと思っております。

開催形式につきましては、一般傍聴は予定しておりませんが、取材は随時可としまして、インターネット中継も実施します。

本日の資料はこれだけでございますが、具体的な案件につきましては、スケジュールの詳細と共に現在調整中でございます。委員会でのこれまでの皆様の御意見や、フォローアップの状況、関係者の要望の内容を踏まえ、公開のもとで討議を一層の成果につなげられるかという観点などから、日程、専門委員等の関係者の出席などと併せて調整しておりますので、もう少しお時間をいただければと思っております。

なお、今後につきましては、適宜御連絡し、委員の皆様とも調整を踏まえた上で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

今の事務局の説明のとおり、この集中討議は、前回の委員会で議論して決まったものでありまして、対象テーマには長年の懸案事項も入ってくると思っております。我々委員会の活動の成果を高めるために行うものですので、委員の皆様にはできるだけ時間をやりくりして御出席いただければと思っております。よろしく願いいたします。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 ありがとうございます。

今、小村参事官から、正にそこを言っていたのですが、何を扱うのか、何を議題にするのかということになるべく早くいただけたほうがありがたいと思っております。事前に勉強させていただかなければならないと思っておりますので。

ちょうど今、別件で重なっている部分も大分にありますので、かなりホットな状況で入れるとは思っておりますが、申し訳ないのですけれども、事務局は大変だと思いますが、その調整をなるべく早めをお願いします。

○小村参事官 ごもったもなことで存じますので、なるべく早くお伝えできるようにしたいと思います。

○岡委員長 目処としてはどうですか。

○小村参事官 来週のうちにはお伝えいたします。

仮にそれより遅れる場合でも、候補としているもの等々、何らかの形でお伝えをしているような形にしたいと思えます。

○岡委員長 テーマだけでも来週中に、ということです。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議題3に移ります。「規制の定期的・横断的見直しのための体制」について、まず事務局から説明いたします。

○中原参事官 それでは、資料3をお開きいただければと存じます。

本日御議論を賜る規制・制度改革の体制について、資料3の体制イメージとして、「PDCAサイクルの確立」という左側の図、規制全般の定期的・横断的な見直しをするサイクルと、「年度サイクルの定常化」ということで、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しという図を用意させていただいています。

左側のPDCAサイクルの確立、規制全般の定期的・横断的な見直しと申しますのは、行政機関の中におきまして、自立的、定型的に全ての規制について横断的な見直しを図るメカニズムを構築するというものでございます。

年度サイクルの定常化、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しと記載させていただいておりますサイクルにつきましては、正に当規制・制度改革委員会におきまして国民の声や事業者の要望などを踏まえまして、社会経済情報の変化などで必要と思われる重大なトピックをアドホックに御議論いただくということを想定しております。

左側が機械的・定期的・横断的に行うもの、右側が機動的・アドホックに行うもの。左側が各府省において担われるもの、右側が当委員会において行われるもの。こうしたものを車の両輪として進めることで、規制・制度改革の一層の推進を図っていかうという図でございませう。

左側の規制全般の定期的・横断的な見直しの作業の中で、各行政機関が蓄積した規制についての考え方などといったものが、右側の当委員会における審議や検討に活かされることも十分に想定されておきまして、言わば左側の定期的・横断的、自立的・機械的に動くこうしたスキームというものが、右側の機能を充実させるということにも働くことが期待されます。

まず、右側の年度サイクルの定常化ということについての今後の検討の在り方のイメージを御説明したいと存じます。

2ページ「年度サイクルの進め方イメージ（案）」でございませう。

この点につきましては、これまで当規制・制度改革委員会におきまして、国民の声ですとか、事業者の皆様の要望、社会経済情勢の変化等を踏まえた委員の皆様が委員提案といったものを踏まえて、活発な御議論、御検討を賜ってきたところでございませうけれども、今後はこうした規制・制度改革委員会の持っている問題意識と、各府省に自立的、積極的に規制・制度改革の提案に関するイニシアティブを図っていただくという問題意識から、ピンクのところを書いておきませうように、規制の新設・改廃の事前協議、いわゆるプラン

ニングというものも当委員会と各府省との間で行うということを経験地点としてはどうかと考えております。

そうした規制・制度改革委員会と各府省との相互の意見交換の中で、当年度に検討していくテーマというものを決めつつ、必要に応じまして、「国民の声」と事業者要望を踏まえた検討要請もすることもありますでしょうし、その後は事務折衝や委員会ヒアリングあるいは政務協議を経て委員会報告書をまとめ、閣議決定をしていくということにつきましては、これまでと同様の検討方法をとることになるものではないかと思われま

す。PDCAの④③②と書いてございますけれども、そうした閣議決定を経て、フォローアップというものを通じ、また通常のピンクのところに戻っていくというサイクルを当委員会の年度サイクルの進め方の中に入れていくこととしてはどうかと考えております。

最初のプランニングのところ、どのようなことを各府省としていくかということの詳細については、また検討する必要があるものと考えております。

次に、先ほどのPDCAサイクルの規制全般の定期的・横断的な見直しということで、前回の10月4日の委員会におきましても、規制の統一的把握や事前評価、期間後見直し、規制・制度改革委員会の関与ということについて検討すべきであるという宿題をいただいたところでございます。あるいは行政改革に関する懇談会その他の御紹介をいただいたこれまでも、その検討の必要性が要請されていたところでございますけれども、3ページ以降の規制全般の定期的・横断的な見直しとしまして、あくまでこれは事務局のたたき台のたたき台というべきものですが、現段階でこうした改善が考えられるのではないかとということについて御説明したいと存じます。

まず、4つの大きな論点の一つ目「規制の統一的把握について」でございます。

枠囲いの中の「現状」に記載させていただきましたとおり、昭和60年の閣議決定に基づきまして、総務省の行政評価局におきまして「許認可等の統一的把握」ということを定期的実施することとされております。平成21年3月末時点で国の許認可等の総数は1万3,869件でございました。

「論点」に記載させていただきましたが、これらの調査と申しますのは、国により規制の全体像（総数）を把握するには十分に役立っているとも考えられますけれども、これをいわゆる規制の見直しに活用していくという観点からは改善の余地があるのではないかと。単に、現状の規制の許認可数が幾つかということではなくて、これをさらに改善していくという中に、この把握する作業をうまく組み込めないだろうかということが論点になるわけでございます。論点の2つ目の括弧書きの中に書いてございますように、把握作業に合わせて当該規制の見直し時期などを確定するというのも考えられるのではないかとということでございます。

今申し上げたことを改めて繰り返させていただきますと、総務省において現在行われている「許認可等の統一的把握」というものを、規制全般の見直し作業の仕組みの中に位置付けることとしてはどうかということでございます。

次に、第2の「規制の新設・改廃に当たっての事前審査について」でございます。

「現状」に記載させていただいておりますけれども、政策評価法、そして政策評価法に基づく施行令におきまして、法律または法律の委任に基づく政令の制定または改廃により、規制の新設・改廃を行うに当たりましては、各府省庁は、事前評価を実施しまして、その結果を公表し、総務省に通知しなければならないとされております。

しかし、2つ目のポツに書かせていただきましたけれども、よく見てみますと、この公表・送付時期が閣議決定の後ですとか、あるいは閣議決定とほぼ同時になっている場合が見受けられまして、政策評価の結果を政策に反映させるという一つの制度の趣旨が必ずしも徹底されていない恐れがございます。

政策評価の結果の公表については、遅くとも法律案の閣議決定までにとガイドラインではされているわけですが、必ずしもそうしたこととされていない現状があるわけがございます。

4ページの「論点」をお開きいただければと存じます。

現状では、そうした在り方といいますのは、アカウントビリティを果たす役割を果たしているものの、事前評価の本来の役割の一つでございます政策への反映の観点という見地からしますと、改善の余地があるのではないかと考えられます。

従いまして、第2の提案としましては、戻って恐縮ですが、3ページの枠囲いの中です。政策評価法に基づいて規制の新設・改廃に際して行われている「事前評価」の実施時期を前倒ししまして、評価結果を当該規制に反映させた上で、閣議決定等に付するものとしてはどうかという提案をさせていただきます。

4ページにもう一度戻っていただきまして、「論点」の2つ目のポツです。

ただ、時期の設定につきましては、様々な政策立案作業におきましては、審議会における審議ですとか、あるいは関係省庁、関係機関、与党等と調整プロセスなどこうした多くの作業を要するプロセスと並行して評価作業が行われている実情ですとか、あるいは総務省が行う点検活動の内容・深度などを踏まえつつ、政策判断に貢献する評価・点検・反映の在り方を検討する必要があるのではないかとございまして、時期を前倒しするに当たって、中身をどのように充実させていくことができるかということについて配慮する必要があるかと存じます。

第3としまして「一定期間が経過した規制の見直しについて」でございます。

いわゆる事後評価と言えるかとも存じますが、「現状」の一つ目のポツの2行目から記載させていただきましたとおり、「政策評価の基本方針」という閣議決定におきましては、事後評価につきましては、社会経済情勢の変化等による政策の見直し、改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、適切なタイミングで行うものとされております。いわゆる政策評価一般については、このような形で行いなさいということになっているわけがございます。

一方、規制について、かつての規制改革会議時代におきましては、各府省において「規

制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」に基づく見直しが行われていることは、前々回の委員会で御紹介を申し上げたところでございます。その見直し結果を見直し、推進機関に報告するというようになっておりましたけれども、その段階でとまっている状況であることも前々回の委員会で御紹介をさせていただきました。

それとは別に、現在政府におきまして、規制の新設を含む法律案をつくる場合におきましては、附則におきまして5年を標準としまして、一定期間経過後の見直しを行う旨の条項を設けることとされているところでございます。

従いまして、こうした事後評価の現状、既に規制改革会議時代から規制にかかわる法律ごとに見直しをするものとされていたこと、新しい法律については必ず見直し期間を入れていること等を踏まえますと、こうした見直しを確実に、定型的に発動させるためには、政策評価の基本方針のところにありますような社会経済情勢の変化があった場合に加えまして、あらかじめ次回見直しの時期を宣言し、その時期が到来した場合には評価が求められる仕組みを確立することが必要ではないかということでございます。

従いまして、枠囲いの中に改めてその問題意識を踏まえた提案を書かせていただいておりますけれども、規制の見直し実施時期に関しまして、政策評価制度の下では、「社会経済情勢の変化等」により「適切なタイミング」で事後評価を行うこととされておりますところ、定期的な規制の見直しが図られるよう、一定期間経過後に事後評価を行うべきことを明確化してはどうかという提案をさせていただきます。

なお、「論点」の最後のポツに記載させていただきましたけれども、事後評価の実施方法につきましては、評価のための評価、あるいは点検のための点検に陥らないよう、その事務負担量や実効性とのバランスなども踏まえた検討が必要ではないかということでございます。きっちりかつちりとした形式的な美しさに必ずしも拘泥し過ぎないように、それによってその実質が失われないようにという観点から、実務的な配慮が必要なのではないかということでございます。

第4としまして「規制・制度改革担当大臣の関与のあり方について」という点について御説明を申し上げます。

これは前回の10月4日の委員会の論点ペーパーにも記載させていただいておりますけれども、「論点」の一つ目のポツにも記載がございますが、この規制の定期的・横断的見直しというのは、言わば自律的に、定型的に見直しの時計が動いていくというスキームでございますが、我が国の規制・制度改革を推進する上で、特に必要と考えられるものについては、規制の見直しPDCAにおいても、規制・制度改革の担当大臣が何らかの形で関与すべきものと考えられます。

四角囲いの制度提案については、6ページをお開きいただければと存じます。

まず、Checkのところです。この規制当局による自己評価が行われて、総務大臣へ政策評価の結果を各規制当局、各府省が送付するわけでございます。

送付されますと、総務大臣は形式的客観性や厳格性、再評価の必要性等の点検を行うわ

けですけれども、先ほど申し上げましたように、規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えるもの、規制・制度改革担当大臣が特に重要と考えるものについての点検結果というものを総務大臣が規制・制度改革担当大臣に通知いたします。それが総務大臣から規制・制度改革担当大臣の右側にあるピンクの図でして、こうした通知をします。

規制・制度改革担当大臣は、総務大臣に対して「再評価等求める」という矢印が出ているわけですが、これはさらにどういうことかと申しますと、政策評価法のスキームにおきましては、規制当局による自己評価が総務大臣へ通知された後、総務大臣は形式的客観性・厳格性、再評価の必要性等の点検をした後、政策評価・独立行政法人評価委員会の審議を経て、必要に応じまして規制当局による再評価を求めたりですとか、あるいは総務省による評価をしたりするというスキームになってございます。

そして、こうした評価の結果、評価結果の反映が必要に応じて起こるというスキームになっているわけですが、特に規制・制度改革担当大臣が重要と考えるものについては、規制・制度改革担当大臣が、こうした規制当局による再評価ですとか、あるいは総務省による評価といった再評価などを行うよう要請するというスキームでございます。

こうした政策評価の確立されたスキームということにつきまして、特に規制・制度改革担当大臣が重要と考えるものにつきましては、そうした総務大臣の権限行使を懲憊するという形で政策評価の実施を充実させ、さらにそれに基づく規制の見直しを充実させるということで、この自立的・定型的・横断的な見直しを貫徹させるという提案でございます。

これはあくまで事務局の現時点でのたたき台のたたき台というものでございまして、もちろん私ども事務局といたしましては、これまでの行政経験も踏まえまして、これで回るはずだと信じているわけですが、今後さらに総務省を始めとする各府省とさらにその調整をしていくことになろうかと存じますので、その点を最後に付言させていただきます。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局の説明につきましての意見交換を行います。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 6ページの図なのですが、中原参事官の御説明自体は非常によく分かりましたし、これが機能すればいいなと思うということをお断りした上で、例えば右側の四角の囲みの中で、現状の仕組みとしては総務大臣が政策評価・独立行政法人評価委員会等の中で見直しが必要だということに対しては、規制当局による再評価、総務省による評価を行うことになっていますが、現実の問題として、現状このところというのはどの程度ワークしているのでしょうかということが第1の質問です。

○中原参事官 私が存じ上げる限り、規制当局に対する再評価とか、総務省による評価が現に行われた事例を必ずしも存じ上げておりませんが、むしろ伝家の宝刀といいま

すか、最後にこういう手段が待っているぞということを踏まえまして、各府省の政策評価を充実させていく、緊張感を求めていくという構造になっているとすることができると思います。

○市川委員 この前提は閣法、政府提出法案のお話ですね。

○中原参事官 そうです。

○市川委員 そこで3ページに戻らせていただいて、第2の「規制の新設・改廃に当たっての事前審査について」なのですけれども、多分、これを拝見していると、角度は違うと思うのですが、事実上、内閣法制局のような、あれは憲法や他の法律に照らして、その整合性があるかどうかというところを確認する機関だと認識をしておりますが、ここについて役割は違うにしても、かなり強い権限を持っていないと、既に閣法として各省が、それこそこの中にも書いてありますが、与党の政調等と調整をした上で出てきたものを、これは問題があるということではね返すのは、現実の問題としては相当大変なことではないかと想像してしまうのですけれども、その辺はどういうお考えなのでしょうか。

○中原参事官 非常に難しい問題ではございますけれども、法案をつくる時には、御指摘のとおり内閣法制局等で規制の必要性、社会的な背景、いろいろ議論はあるかもしれませんが、果たしてそれが手段として妥当か相当かということについて、相応の審査を経た上で、そうした審査をもとに与党プロセスということで調整を事前に行うことになっているのが現状であるかと拝察いたします。

ここで閣議決定の前に事前評価を実施して、それを反映させるという前提からしますと、それは与党調整を経た結果というものが、言わばそうした事前審査、事前評価の妥当性から見ても妥当なものであるはずであるという考え方で、私ども行政府は臨まなければいけないということではないかと思えます。

もちろん、法案策定の作業でいろいろなことが起こり得るかもしれませんが、制度の建前としては、内閣法制局の審査あるいは与党審査、そうしたさまざまな利害調整は、事前評価に耐え得るよう法案の妥当性を強化するためのプロセスであると考えて作業を進めていくのだということではないかと思えます。

○市川委員 すみません、もう一点だけ。

これは2のところに主体がどこかというのが極めてあいまいにというか、書いていないですね。これはどういう主体が事前審査をするということを想定しておられるのでしょうか。後ろの表のところには、規制・制度改革担当大臣がということは書いてありますけれども。

○中原参事官 ここは、基本的には各担当省庁で、現在の政策評価のものと同様ですので、各法案提出官庁が自ら行うものでございます。

○市川委員 ありがとうございます。

これがもし本当に機能すれば、ある意味非常に素晴らしいことだと思うのですが、機能させる上で頭の整理をさせていただきました。ありがとうございました。

○中原参事官 追加をさせていただきますと、この第2と申しますのは、新しく今回提案しているものではなくて、もう既に政策評価法に基づく政令に基づきまして事前評価を各担当省庁が規制の新設・改廃にすることは義務付けられておりまして、ガイドラインにおいても閣議決定の前にやりなさいとなっております。

ところが、必ずしもそれが実施されていないところを、言わばその趣旨を徹底しましょうという提案でございます。

○岡委員長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 2ページの「規制の新設・改廃の事前協議」というところなのですが、これはプランニングの段階で協議をするという絵になっておりますが、プランニングの段階でということだと、各府省がどの程度規制の新設や改廃についてイメージを固めているのか。今、規制の新設や改廃のやり方を考えますと、まだ相当固まっていない段階での協議になるので、実効的な議論がどのくらいできるのかというところがやや疑問を持つのですけれども、その辺りについて、もし今、具体的なイメージがあれば教えていただきたいと思えます。

○中原参事官 翁委員の御指摘の点について、例えば各府省がそれぞれ所管する規制をどのようにしていくかということにつきまして、審議会等で様々な利害を有する方々の意見調整をするものとして審議会をスタートさせていくわけですから、最初の審議会をこれから開催しましょうという段階で、規制の新設・改廃の在り方をあらかじめコミットするのは、検討する課題によってはかなり難しいものもあるとは存じます。

もっとも、各府省の積極的な取り組みを慫慂するという観点から、各府省におきましてどういう視点に基づいて、どういう観点から議論を進めていくかという争点の整理といったものをしていただいて、規制・制度改革委員会と議論を交えていただくというのも、一案としてあるのかとは考えておりますが、御指摘いただいた点を十分に踏まえて、もう一度整理をしたいと存じます。

○岡委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 私も確認という点でお聞きしたいことが何点かあります。

まず、これは以前教えていただいていたとは思いますが、再度ということで、毎年出てくる規制の数というのは何件ぐらい平均してあったのかということ。

その中で、今のこの案で規制・制度改革担当大臣が重点的なのというのは、何件ぐらいのイメージを持っておられるのかという点を教えていただければと思います。

それと、これは非常に素朴な疑問で、総務大臣が規制・改革担当大臣がやるようなことをやるということが難しいという前提で別のアプローチになっていると理解するのですが、それはやはりなかなかしにくいものだという事情があるのだろうと思えますし、規制・制度改革担当大臣と委員会というのは、規制をなるべく減らすというある意味での方向性を持っているということで、やはり別立てになるのだろうなとも思うのですが、その辺の事情も併せて教えていただければと思います。

○中原参事官 正確な数字はまた後ほど確認の上、もし誤りがございましたら、再度申し述べたいと思いますけれども、現在、事前審査の対象に入っているのは、年間で80件くらいであると存じます。

その中で何件ぐらい規制・制度改革担当大臣が総務省に重要なものであると項目として通知するかといいますと、数で計れるかといいますと、例えば原則禁止とされている事項について、許可を取得した場合は許容されるという規制緩和につながる許可から、原則許容されている事項について、許可を取得しない限りできないこととする「許可」まで、数え方は同じように1ですけれども、経済効果というものはかなり異なりますので、あらかじめどれぐらいというのを数ではなかなか申し上げにくいのですが、もちろん80件全部ということではなく、合理的な件数に落ち着くものであると思います。

先ほどの総務大臣と規制・制度改革担当大臣の関係ですけれども、こちらのそもそもの問題意識と申しますのは、政策評価のスキームというのは一応それなりに貫徹したスキームではございますが、先ほど佐久間委員からも御示唆がありましたとおり、必要に応じて特に重要と考えられる項目については、規制・制度改革委員会の運営等を通じて、社会経済情勢の変化ですとか、業界団体の要望、あるいは事業者の皆様の要望といった点に関して知見を有する規制・制度改革担当大臣が、規制・制度の改革の在り方を所管する立場から、政策評価のプロセスに貢献をしていくことが、こうした定型的・横断的な見直しを充実させる上で特に有益だと考えられたからでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○岡委員長 大上委員、どうぞ。

○大上委員 4ページに、「事後評価は実施手段としての規制を含めた「施策」を単位として行われると」。この「施策」といった場合は、基本的には各府省の中で行われている政策の実施のための「施策」であると。それに規制が対応するという関係だと思えます。

一方で、事業者側から見たときに、例えば航空機の無線の規制といったようなところでは、国土交通省の航空局の規制。経済産業省の航空機武器宇宙産業課の規制。それから総務省の総合通信局の規制という形で、そこに3つの規制が関わっているわけです。そういう意味で、我々から物事を、事業者要望なり、国民の声で分析していく規制の問題を追いかけていくと、このいろいろな相互の施策と規制の関係性の中で行われている実際の事業者への規制ということがテーマになってくるのだと思います。

そういった意味で、施策から規制という形でのこの評価の中で、可能な限りそういうものの実態が我々サイドでもつかめる、評価できる、あるいはそういうことが分析しやすい、約1万3千件の規制があるとすれば、その内容もそうですし、そのオブジェクトがどういう範囲に及んでいるのか。そういうことを分析できるような手段があれば、要は我々は事業者側あるいは国民の声といったところから、この評価について分析ができる、あるいは物が言えると。そういうことがあれば非常にパワフルかと思ったのですが、そういうことのボトムアップな評価とトップダウンな評価ということのちょうど間ぐらいのところだと

思うのですが、そういうところで何か具体的に考えられたことはありますか。

○中原参事官 十分なお答えになるかどうか分かりませんが、現在の政策評価法の下におきましても、2以上の行政機関に共通する政策であって、政府全体の政策として統一性を確保しなければいけない場合、あるいは2以上の行政機関の所掌に関する政策であって、総合的な推進を図る見地から評価する必要がある場合。すなわち、統一性または総合性を確保するために必要な場合には、総務省におかれまして、その評価をしなければいけないという規律がございます。

もしそうしたものが公表されることになれば、そうしたものを通じて、委員の問題意識も明らかになる局面もあろうかとは存じます。

ただ、そうしたここで言うところの統一性、または総合性ということを超えて、いろいろな事業者の皆様がビジネスをしていくにあたって複層的にかかってくるような規制ですとか、それぞれが同じような趣旨の規制ではないかといった議論については、また当委員会での審議なども踏まえて検討いただかないといけない面もあろうかとは考えられます。

といいますのは、一応、政策評価制度というのは、自立的・定型的・機械的に働くことを想定しておりますので、今ある制度の下で、与えられた制度のシステムの中でどうかということですので、横を見るということ必ずしも充実させることができるかということ、そこには限界があることは認めざるを得ないかとは思っています。

○岡委員長 今回の回答でよろしいですか。

○大上委員 現状はよく分かりました。

○岡委員長 他にいかがでしょうか。

熊谷事務局長、どうぞ。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 7ページのイメージを御覧いただきますと、これまで御説明を申し上げてきたことをざっくりとイメージしたものです。

下の「許認可等統一的把握」のところから点線が規制・制度改革担当のところ伸びていて、ここの統一的把握の情報が、今現在ですと単に評価局の中で見ましたという形になっているのですが、この内容も報告をいただき、またここでどういうことが統一的把握の中で必要かということについても適宜御意見を申し上げることが想定できるかと思えます。

今の大上委員の御指摘を私なりに理解して言いますと、これをもとにして事前評価なり事後評価が動く。各府省の規制そのものは、部分最適は図られるだろうけれども、その対象である事業者であり、あるいは全体の制度として全体最適となっているかどうかについてまで、果たしてどこまで見ているかということが、正に今の大上委員御指摘の論点なのかと思えます。そこは統一的把握をしっかりとやって、それぞれの評価をやった上で、それがどのように機能しているかということ、正にこの委員会であり、事務局なりがしっかりと点検をさせていただいて、その把握の内容あるいは評価の内容をしっかりと活用さ

せていただきながら、制度の在り方そのものをこうした場で御議論いただくことができるのではないかと考えています。

今現在ですと、なかなか統一的把握の状況であるとか、評価の状況を踏まえた議論というところまで至ってはおりませんし、そういう基礎的なデータとしてもなかなか難しい中で、個別に御指摘をいただいた中で制度を拾い、あるいは実情を拾いながら御議論いただいているという現状でありますので、そうしたところをもう少し基礎をしっかりと固めて、またそれぞれの評価もしっかりとやっていただきながら、それを活用して御議論いただくというところへ持っていくことができれば、今の大上委員の御指摘のところは、もう一歩前へ進めることができるのではないかと考えております。

○大上委員 今のお話を聞いて、後で意見として言おうと思っていたのですが、こういった形で許認可等の統一的把握ができて、1万3,869件のデータベースができれば、この中身の項目をどう充実させて整理していくかということの中で、共通の基盤の上でやっていくものもあるでしょうし、我々規制・制度改革委員会の中でさらに調査をして、項目を付与して、分析をする。そういうためのツールができてくると思います。

これは予算の項目一つ一つがばらばらになっていて、よく分からないと、今、民主党の先生方はエクセルのデータベースをつくって整理して、いろいろ予算の名寄せをやって、どこにどういった政策の予算が入っているかということ进行分析されていると聞いていますが、同じように規制・制度も今ばらばらになっていて分かりにくい部分を可能な限り整理して、パワフルなツールとして活用できるようにするということは非常に大事なことだと思うのです。そういう意識のもとにこういった評価をやるということであれば、私は非常に重要な第一歩ではないかと考えます。

○岡委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 意見になりますけれども、先ほどの今の総務省の在り方を前提にした場合に、こういう形で規制・制度改革担当大臣が、今、お聞きした80項目が全部だとすれば、そんなにたくさんのものが対象にならない。よく分かりませんが、10項目か20項目あるとか、そういうことだとすれば、それは十分ワークできるだろうとも思います。こういう形で進めることに賛成いたします。

○岡委員長 他にございますか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 これも意見ですが、確かに6ページ目の表を先ほどからずっと拝見していて、特に総務大臣から下のところですね。これが回ると説明責任、アカウンタビリティは上がるのかと思います。

ただ、先ほどお伺いしたところでは、最終的に評価を行うのは規制当局である各府省であるということだとすると、本当にそこで問題提起をされたものについて見直すかという

ことについては、正直甚だこれまでの経緯からいけば疑問がありまして、そういう意味では、もし可能であれば、やはりこの四角の枠組みの中をもう少し整理して、内閣法制局並みとは言いませんが、かなり強い機能を持った機関が法制局と同時ぐらいの形で規制・制度の在り方を勧告できるような形にしないと、本当の意味での実効性については、なかなか担保するのは難しいのではないかという印象を抱いております。

○岡委員長 今の御発言は、御意見ですね。

中原参事官、どうぞ。

○中原参事官 お答えさせていただきます。

各府省が政策評価をするというのが原則だと先ほど申しましたが、それは規制当局による自己評価があって、総務大臣に通知をして、点検をして、一番左側のところに行く、普通何も起きなければそういうルートになります。

右側の2つの規制当局による再評価を求めなさいとか、総務省による評価をしますというものは、各省の評論がいまいちだったというときには総務省が出て行くという構図になっております。

先ほどの市川委員のお話しですけれども、政策評価法の下におきましては、総務大臣はそうした評価の結果、必要であると認めるときは、関係する行政機関の長に当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告すると共に、当該勧告の内容を公表しなければならないという規定がありまして、また、必要に応じまして内閣総理大臣に、政策への反映について意見具申をすることができるという規定がございます。

したがって、総務大臣が規制当局による再評価、総務省による評価ということをした後にあっては、政策評価法に基づいて一応そうした権限は整理されているということでございまして、それをバックに私たち担当者は総務省と協力しながら、どこまでのことを言っていくべきかという問題であろうかと思っております。

○岡委員長 大室委員長代理、どうぞ。

○大室委員長代理 6ページなのですけれども、政策評価法そのものは詳しく存じ上げない部分もございしますが、規制当局が自己評価して出したものを規制・制度改革担当大臣に通知して、その中から選んで総務大臣に出すという流れになっていると思うのです。

自己評価の手前問題なのですが、規制当局による自己評価というと、各業界あるいはそれらに関連する方々は、規制当局との関係でいうと、弱者と強者という表現そのものではないけれども、非常に言いにくかったり、提案しにくかったりという要素があると思うのです。そのような状況を踏まえ、国民の声とか事業者の声を吸い上げて、我々の規制・制度改革委員会が議論に取り上げるというのが今までの流れだったのだらうと思うのです。

そういう意味で、その流れの中で、どちらかという総務大臣を通じてというよりも、ここにいる事務局の皆さんとか、この委員会が各規制当局と折衝をして、規制緩和の流れをつくってきたのが今までの在り方だと私は理解しています。この前提に立ちますと、国民や事業者の生の声を担当大臣が聞くのではなくて、総務大臣が全部仕切って、指示・伝

達等をおこなうというように私は感じたのですが、もし、そうではなくて違いがあるならば教えていただきたい。

この場の在り方として、規制当局と関係がないために、提案や要望を出しやすかったり、あるいはこの場に来ていただいたりして、規制当局と直接対話ができるといった点が良さだったように感じております。その良さとしての部分が失われてしまうのではないかという印象を若干受けましたものですから、あえて御意見を申し上げました。

○岡委員長 中原参事官、どうぞ。

○中原参事官 基本的には、正に大室委員長代理のおっしゃるとおりではないかと存じます。

おっしゃるとおりという意味は、ここは規制全般の定期的・横断的な見直しで、資料3の1ページに書かせていただきました「PDCAサイクルの確立」というところで、要は、ちゃんとやるかどうか分からない各府省という言い方が適当かどうか分かりませんが、そうした各府省の取組でもそれなりに定型的に一律に回るような仕組みというものをつくりましょうというのが左側の「定期的・横断的な見直し」でありまして、御指摘をいただいた図といいますのは、とりあえずは各府省に任せてやるのですけれども、一定の限度で規制・制度改革担当大臣が関与する余地というものをつくりましょうという図であり、その際に総務大臣との関係が出てくるということでございます。

したがいまして、大室委員長代理に御指摘をいただきました、この場において関係団体とか、規制当局が出てきて、広く国民全体の皆さんの意見を代表する立場から、規制・制度の新設・改廃について御議論を賜るといのは、大きな右側の柱として、今後これは継続していくと。言わばそうした1ページの右側を充実させるためのサポート役的な機能として、自立的に回っていく機能として、左側というのもできる限り充実をさせたいということでございますので、言わばこの両者を絡ませるといことかと存じます。

その意味では、大室委員長代理から御指摘をいただいた、この場での議論をさらに充実させるというためにも、こうした定期的・横断的な見直しをするスキームが自立的に機能するというによりまして、あるいはその統一把握というものを通じまして、規制当局にそれなりの規制に関する情報とか資料の蓄積というものを確立させて、右側のサイクルの正にこの場で御議論をいただくということの充実に活かしていきたいという趣旨でつくらせていただいていたところでございます。

○岡委員長 今の中原参事官の説明について、私の解釈をベースにて補足させてもらいますと、今日こういう議論をしているのですが、まず、我々委員会は、基本的には従前どおりにやるのが大前提にある。それが1ページ目の右側の輪でありまして、これは基本的には何も変わらないのです。

ただし、「何も変わらない」のはいけないので、今のやり方をさらに効果的にするためにはどういうふうにしていったらいいだろうか。その一環として、既に総務省の行政評価局が事務局をしている左側のサイクルを活用できないか。

「活用する」前提で考えたときに、今日、事務局から説明があった「現状」と「論点」という形で、今の総務省と規制当局の間で行われていることをこういうふうに変えたらどうだろうか、ということだと理解していただくと分かりやすいのかなと思います。

今まで委員会では、左側のサイクルの議論は余りしていなかったわけですが、冒頭に、事務局から、過去の経緯と、現状と、我々のニーズをドッキングして説明していただいたものと私は理解しております。そういう観点で左側を見ていただくと同時に、我々委員会そのものについても、より効果的に成果を上げるためのやり方としてどうしたらいいだろうかということも、この場の議論の対象になると整理していただいたらよろしいのではないかと思います。

○大室委員長代理 はい。

○岡委員長 熊谷事務局長、どうぞ。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 若干、補足をさせていただきます。

6 ページの先ほど大室委員長代理から御指摘のあったところなのですが、右側の規制・制度改革担当大臣に出入りしている矢印のところは、実は今はない状態なのです。この規制当局による自己評価に、総務大臣のところで必要に応じて再評価があり、評価結果の反映があるという左側のラインが現状のラインなのです。

ここに、今、大室委員長代理が御指摘のとおり、この委員会で議論をしているような規制・改革の考え方であるとか、あるいは各業界団体からの様々な御意見があることというのは、現状の評価制度の中には何ら規定もないですし、実際上も何もしていないのです。ここに意見を申し上げることによって、今現在動いている政策評価の動きの中に、政府全体としての、あるいはこの委員会としての規制・制度改革に向けた考え方であり、捉え方というのを入れていくことはできないかということは今、考えています。

これを新たな制度として構築するのは、かなり大変な作業になりますので、現在動いている評価制度の仕組みというものをうまく活用しながら、これを進めていこうということで今、考えているところであります。

加えて言いますと、先ほど来、佐久間委員あるいは市川委員から御指摘のあるように、総務省でこれが動いていないのかということについては、今のような捉え方で委員会としての考え方というものをしっかりお届けしたいということでもありますし、市川委員から御指摘のあった、これはあくまで評価でありますので、新たな規制を設けた場合の経済的な影響評価をするということが前提となっている評価なわけですが、規制・制度そのものの新設・改廃についてまで、今、規制・制度改革担当大臣が何がしかの判断をするというところの具体的な規定まではありません。

これは平成20年当時の経済財政諮問会議の中で、規制・制度改革担当大臣がそういった新設・改廃についての権限をもっと持つべきだという議論が行われていたと承知しています。恐らく安念委員がよく御存じではないかと思いますが、一言お言葉をいただければと思いますが、今回はそこまでのものを捉えてつくろうとしているものではありません。

ですが当然のこととして、一方でできるだけ民間にできることは民間に、規制は緩和する方向で御議論いただいているものと、同じ政府の中にありながら一方で、新たな規制・制度がどんどんつくられていくというところで、どこで整合させるか、あるいはどういう考え方で制度全体を機能させるかということについては御議論があることかと思えます。

ですから、新たな規制・制度を設ける場合にどういう在り方をつくっていくのか、あるいは規制・制度改革担当大臣がどのような権限を持つべきかということについては、今回の定期的・横断的見直しとは別に、また大きな視点で御議論をいただく必要があるかとは思っておりますが、今回はそこまで進めていこうというところまで行っているものではないということは御承知おきいただければと思います。

○岡委員長 よろしいですか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 御趣旨はよく分かりました。

ただ、一言だけ申し添えさせていただきますと、多分これは誰かが悪者にならないとできない話ではないかと思っているのです。

というのは、一つの例からすると、夜間運行バスの規制を走行距離400キロメートルにするという話が出ましたね。あれは多分、誰にもあまり問題がない話だと思うのですけれども、何か規制ができるかというのは、当然その規制をしてくれという世論の声とか、規制をしてくれという業界の声とかがそもそもあるわけで、そこで出てくるものに対して、ちょっと待って、それを止まって考えたら違うのではないかというときには、逆に言うと、規制をかける省庁側も、あそこがそうやってきたので、ちょっと1回止まって考えなければいけないのですというエクスキューズになるような何かがないと、なかなかこれは回らない話で、その組織というのは、ないしは担当大臣なのかもしれませんが、ある面においては悪者にならないとできないのかということはずっとこのお話を聞いていまして思ったものですから、それであえてしつこくこの件を質問した次第です。

○岡委員長 他にいかがでしょうか。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 2ページのところにこだわるのですけれども、この規制の新設・改廃の事前協議というのも、今、市川委員がおっしゃったようなことと同じようなことでやっていかないと本来は機能しないと思います。

ですから、より具体的になったときに意見書を出して、やはりそれはまずいのではないかということを引きちんと言ったりとか、そういうことをやっていかないと、実効的な機能にはなっていないと思います。

逆に事前協議をしているということが、規制を入れるということのエクスキューズに使われてしまう可能性があるので、気をつけたほうがいいのではないかと思います。

○岡委員長 他にいかがですか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 これも確認という意味なのですけれども、1 ページのところは、年度サイクルとPDCAサイクルの上に規制・制度改革委員会というものがあって、このPDCAサイクルにこの委員会が入っています。

6 ページでは、規制・制度改革担当大臣ということで、ここには「規制・制度改革委員会」という文字が現れていないので、これは逆に6 ページの中では規制・制度改革委員会というのはどういうふうに位置付けられるのでしょうかというのが質問でございます。

○中原参事官 6 ページの図におきましては、先ほど熊谷事務局長から申し上げたことの延長かと存じますけれども、規制・制度改革委員会の審議を通じて得られた知見・情報などが、規制・制度改革担当大臣を通じて再評価等を求めるという構造に活かされているという整理になるのかと思います。

1 ページの書き方は、絵にするとなかなか難しいものがございましたけれども、左側の図「規制全般の定期的・横断的な見直し」で得られたものというものが、右側の年度サイクルの定常化「社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的な見直し」のほうに活かされていくのだという意味で橋渡しを書かせていただいていたいました。

すみません、分かりにくくなったら申し訳ございませんが、そういった趣旨でございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○岡委員長 他にいかがでしょうか。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 今日のお話とはちょっと視点がずれるかもしれないのですが、基本的にPDCAサイクルというとチェックして、これは悪い、だめだという話だと思うのですけれども、よくやっているとほめてあげて、それで各省の自立的な取り組みを促す、あるいはそれをやった人がそのことで評価されるようになる。そうすると、またそれが次のアクションにつながっていく。そういうようなreward and punishmentのrewardの部分というのをこのPDCAサイクルの中に入れていくということは検討できませんか。

○岡委員長 検討できます。

○岡委員長 そろそろ時間が迫っていますけれども、いかがでしょうか。

今日は幅広くいろいろな意見が出ました。事務局のプレゼンテーションも若干複雑だったので、御理解しづらい部分があったのかもしれませんが、今日いただきました意見を事務局で整理していただいて、次回の委員会でもう一度議論をして、まとめの方向に持って行きたいと思えます。

最後になりましたけれども、岡田副総理、何かございますか。

○岡田副総理 ありがとうございます。

○岡委員長 藤本副大臣はいかがですか。

○藤本副大臣 はい。

○岡委員長 それでは、閉会いたします。

どうもありがとうございました。